

議 案 第 93 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

外国青年招致事業に基づく国際交流員の採用に当たり、当該交流員に支給する報酬月額の特例を設けるとともに、附属機関の見直しに伴い、附属機関の委員の報酬及び費用弁償に係る規定を整備するため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

- 5 語学指導等を行う外国青年招致事業に基づく国際交流員の受ける報酬の額は、同事業が継続する間、第4条第1項第4号の規定にかかわらず、月額330,000円以内で、任命権者が定める額とする。

別表2中公務災害補償等認定委員会委員の項、公務災害補償等審査会委員の項及び教育研究所所員の項を削り、同表に次のように加える。

松戸市立博物館協議会委員	日額 8,500円
--------------	-----------

別表4中

「

委員会の委員等	円	円	円	円	一般職の職員の 鉄道賃、船 賃及び航空賃 に相当する額
附属機関の委員等	37	3,000	15,300	3,000	
教育研究所所員	37	2,200	13,300	2,200	

」を

「

委員会の委員等					一般職の職員 の鉄道賃、船 賃及び航空賃 に相当する額
附属機関の委員等	37円	3,000円	15,300円	3,000円	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表4の改正規定は、公布の日から施行する。